

民族学校等に在籍する児童・生徒に対する就学援助要綱

(目的)

第1 この要綱は、民族学校等に在籍する児童・生徒のうち、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する学用品等の援助について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成方法)

第2 国の就学援助に関する法律に準じ、個人給付方式とする。

(受給資格)

第3 茨木市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている児童・生徒（初級部及び中級部に限る）の保護者で次の各号の一に該当するものに対して行うものとする。

(1) 生活保護法の規定による要保護者

(2) 生活保護法による要保護者に順ずる程度に困窮していると教育委員会が認めるもの

(支給費目及び支給金額)

第4 教育委員会が定める支給費目及び支給金額とする。

(申請手続き)

第5 学用品等の援助を受けようとする保護者は、次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 就学援助費受給者認定申請書

(2) 在学証明書

(3) 収入に関する証明書

源泉徴収票または確定申告書（写）

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の中止及び返還)

第6 受給者が受給資格を失った時及び受給を辞退した時は、支給を中止する。虚偽の申請、その他不正な手段で援助を受けた者に対しては、その返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。